

答申第 930 号
諮問第 1612 号

件名：愛知県大規模展示場建設工事に係る契約書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 2 月 15 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が平成 30 年 3 月 30 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

部分非開示処分は違法不当であり、公契約の公開の原則及び憲法に定められた「知る権利」の侵害に当る。

公文書は原則公開であり、当該建築物の規模、価格から、公正である事の説明責任を果す上では、本件部分非開示は不当、違法であり、行政の公正、公平性は保てない。直ちに全面開示を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 契約書及び変更契約書（文書 1 から文書 5 まで）

文書 1 は発注者である愛知県と、請負者である株式会社 A（以下「本件事業者」という。）との間で平成 28 年 12 月 21 日に締結した「愛知県大規模展示場建設工事」（以下「本件工事」という。）の請負契約（以下「本件請負契約」という。）に係る当初の契約書であり、文書 2 から文書 5 までは当初の契約の後 4 度にわたって締結した変更契約に係る契約書である。これらの契約書には本件請負契約の契約条項が記載されており、知事の印及び本件事業者の法人印が押印されている。

文書 1 は、契約書本体の他、実施設計・施工工事請負契約約款、情報セキュリティに関する特約条項、建築物に係る新築工事等の場合の特記事項、入札説明書、補足説明書、オープンブック実施細則、要求水準書

及び技術提案（同図面集合む）から構成されている。このうち、技術提案（同図面集合む）は、本件請負契約の契約者を選定するに当たり本件事業者から提案書として提出された書面であり、技術提案及び添付された図面集からなる。当該書面は、入札説明書の定めに基づき、原則、技術提案のとおり施工する必要があることから契約書に含まれているものである。

文書1のうち技術提案は、「事業実施にあたっての取組方針及び基本設計業務、実施設計工事施工等業務の実施方針並びに各方針の具現化策」、「現場代理人及び管理技術者、監理技術者の役割の明確化と、事業推進のためのマネジメントの実施方法、並びに基本設計段階、実施設計工事施工段階における、体制及びその特徴」、「要求条件・技術提案を設計及び工事施工に確実に反映させるための提案」及び「基本設計業務費及び実施設計工事施工費等の考え方」といった項目からなり、愛知県が設定した課題に対する本件事業者からの具体的な提案として、本件事業者の具体的手法、技術的根拠及び標準的な案に対する優位性並びにその根拠を示した内容が、愛知県の示した様式を基に、本件事業者独自の図表、フロー図、グラフ、イメージ図等を用いて作成されている。また、技術提案に添付された図面集は、愛知県大規模展示場について本件事業者が提案する施設計画及び当該施設計画に基づく各種図面、イメージパース等で構成されている。

イ 事業費内訳明細書（文書6）

文書6は、本件請負契約で定められた要求水準書に基づき、コストプラスフィー方式（施工のために費やした実費に、あらかじめ定めた手数料としての報酬を加えて支払う契約方式）によるコスト管理を行うために本件事業者から提出されたものである。表紙には本件事業者の名古屋支店長の氏名が記載されているとともに、法人印が押印されており、内訳の明細書には本件請負契約の実設計業務及び工事施工に係る事業費の内訳として、名称及び摘要並びにそれらに係る単位、数量、単価、金額及び備考が記載されている。

ウ 契約図（文書7から文書9まで）

文書7から文書9までは、本件請負契約で定められた要求水準書に基づき、本件事業者から提出された設計図であって、建築に係るもの、構造に係るもの及び設備に係るものの3件の文書である。契約図は、本件工事に係る施設及び設備の仕様、各種図面等から構成されており、各ページに建築士法第20条に基づく設計者の表示、作成日付、発行日付、承認者及び担当者の氏名等が記載されているとともに、承認者の個人の印が押印されている。

エ 工事監理報告書（文書10から文書14まで）

文書10から文書14までは、建築工事監理業務委託特記仕様書に基づ

き、本件工事の監理の状況を県に報告するため、工事監理者から各月ごとに提出された平成29年9月分から平成30年1月分までの5件の報告書である。工事監理報告書は、鑑文、本件工事に係る工事報告、工事月報、工事施工図、工事の進捗状況を記録した工事写真等で構成されており、各月ごとの工事の進捗状況が記載されているほか、監理（主任）技術者、現場代理人等の一級建築士の印が押印された部分があり、工事写真の中には工事に携わっている者の個人の氏名及び顔が写っている部分がある。

オ 工事下請負届（文書15）

文書15は、実施設計・施工工事請負契約約款第7条第1項に基づく本件工事における下請負に関する届出のため本件事業者から提出された文書である。当該文書は、鑑文及び下請負の内訳の構成図から構成されており、本件工事に当たって元請業者である本件事業者が契約した下請業者の内訳として、各下請業者の名称及び代表者氏名、施工部分の内容、下請負代金額、予定工期等の情報が記載されている。また、鑑文には本件事業者の法人印が押印されている。

カ 工程表（文書16）

文書16は、実施設計・施工工事請負契約約款第3条第1項に基づき本件事業者から提出された文書である。当該文書は、鑑文及び全体工程表から構成されており、本件工事の実施設計、施工等に係るスケジュールが記載されている。また、鑑文には本件事業者の法人印が押印されている。

キ 開示しないこととした部分について

前記アからカまでの本件行政文書について、別表の2欄に掲げる部分を同表の3欄に掲げる規定に基づき開示しないこととした。

(2) 条例第7条第2号該当性について

本件一部開示決定において条例第7条第2号に該当するとして不開示とした個人の印影、個人の氏名及び工事写真の個人の顔については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとして不開示としたものである。

これらの部分は、一般に公にすることが予定されていない情報であることから条例第7条第2号ただし書イには該当せず、これらの部分に係る個人は、本件事業者及び本件工事に係る下請業者の従業員であって公務員等ではないことから同号ただし書ハには該当しない。また、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。よって、これらの部分は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 法人の印影及び一級建築士の印影について

本件行政文書において条例第7条第3号イに該当するとして不開示とした印影は、本件工事の請負者である本件事業者及び業として建築士を営んでいる者が契約上用いている印影であって、これらの者において、印影を不特定多数の者に広く一般に公表しているとは認められないことから、これらの者の内部管理に関する情報であり、公開するとこれらの者の利益を害することとなる。

イ 技術提案（同図面集合含む）における構成・レイアウト・内容がわかる部分について

技術提案及び技術提案に添付された図面集については、本件工事の提案に当たり、提案者である本件事業者がこれまでの事業活動の中で築いてきた知見に基づき作成したものであることから、これらの知見に基づき作成された部分が公になると、競合他社に模倣され、優位性が失われることによって提案者の今後の工事受注に不利益を及ぼすおそれがある。また、提案資料の構成やレイアウトといった表現方法についても提案者独自のものであり、これが公になることにより競合他社に模倣される可能性があることから、提案者である本件事業者の競争上の地位を害するおそれがある。

また、入札説明書において、技術提案の内容については、原則として公表しないこととしており、提案者としては技術提案の段階で公表されることを予定していないものである点も考慮した。

なお、既に公にされている内容については本件事業者の競争上の地位を害するおそれはなく、不開示とする理由はないため、インターネット上のウェブサイト、パンフレット、記者発表の資料等で明らかとなっている部分については、開示することとした。

ウ 事業費内訳明細書の単価・金額について

事業費内訳明細書に記載された単価は、提案者である本件事業者が専門業者への支払予定額を基に項目・数量・単価を想定し作成しており、本件事業者がこれまで携わってきた各種工事において長年培ってきた知見に基づき積算したものである。また、単価と併せて金額を不開示としたのは、併記されている数量を開示していることにより、金額を数量で割ることによって単価を算出することが可能となるためである。

なお、本件工事はオープンブック方式（工事に係る透明性、公明性を確保するため、工事費用を請負者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、請負者が発注者及び発注者以外の第三者にコストに関する情報を開示する方式）を採用しているが、これらの単価は、本件請負契約で定められたオープンブック実施細則における「専門業者への支払金額の構成単価」及び「資機材納入業者等への支払金額の構成単価」に当たり、発注者である愛知県以外の「第三者に対しては非開示とするもの」として定めた情報に該当する。

よって、これらの単価を公にすることは、本件事業者の知見の不当な流出を招き、競争上の地位を害するおそれがあるため不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件請負契約の契約書、本件工事に係る事業費内訳明細書及び工事監理報告書等の文書である。その構成及び記載内容は、前記3(1)において実施機関が説明するとおりであると認められ、契約書には本件請負契約の契約者を選定するに当たり本件事業者から提案書として提出された技術提案及び図面集が添付されている。

実施機関は、別表の2欄に掲げる部分を同表の3欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、個人の印影、個人の氏名及び工事写真の個人の顔の同号該当性について、以下検討する。

イ 個人の印影、個人の氏名及び工事写真の個人の顔は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、個人の印影、個人の氏名及び工事写真の個人の顔は、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報ではないことから、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。さらに、同号ただし書ロからニまでに該当しないことは明らかである。

ウ 以上により、個人の印影、個人の氏名及び工事写真の個人の顔は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、本件行政文書において実施機関が同号イに該当するとして不開示とした部分の同号イ該当性について、以下検討する。

イ 法人の印影及び一級建築士の印影について

当審査会において法人の印影及び一級建築士の印影を見分したところ、これらの印影は、本件請負契約に係る契約書又は工事監理報告書に押印されたものであり、これらの印影は、これが押印された書類等の記載事項の内容が真正であることを示す認証的機能を有する性質のものであると認められる。

そのため、これらの印影を公にすることにより、印影が偽造され悪用されることが考えられるなど、これらの者の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、法人の印影及び一級建築士の印影は、条例第7条第3号イに該当する。

ウ 技術提案（同図面集含む）における構成・レイアウト・内容がわかる部分について

実施機関によれば、技術提案（同図面集含む）における構成・レイアウト・内容がわかる部分（以下「技術提案部分」という。）は、本件工事の提案に当たり、提案者である本件事業者がこれまでの事業活動の中で築いてきた知見に基づき作成したものであるとのことである。

当審査会において技術提案部分を見分したところ、その内容は、本件工事における本件事業者からの技術的な提案として愛知県大規模展示場の設計及び施工、性能・機能に関する事項への対応等について本件事業

者が提案する具体的な手法及び技術的な根拠並びに本件事業者の優位性及びその根拠が記載されている部分、本件事業者の提案内容に係る図面等であり、作成に当たって本件事業者独自の図表、フロー図、グラフ、イメージ図等が用いられていることから、技術提案部分は、本件事業者のノウハウに当たることが認められる。

よって、技術提案部分を公にした場合、本件事業者のノウハウが他の法人等に知られることにより、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、技術提案部分は、条例第7条第3号イに該当する。

エ 事業費内訳明細書の単価・金額について

実施機関によれば、事業費内訳明細書に記載された単価は、提案者である本件事業者が専門業者への支払予定額を基に項目・数量・単価を想定し作成しており、本件事業者がこれまで携わってきた各種工事において長年培ってきた知見に基づき積算したものであるとのことである。

当審査会において実施機関が不開示とした事業費内訳明細書の単価・金額を見分したところ、当該部分には、個別の詳細な工事の項目ごとの本件事業者による積算の単価及び当該単価と数量とを掛け合わせて算出した金額が記載されていることが認められた。

よって、事業費内訳明細書の単価・金額を公にした場合、本件事業者独自の個別の項目ごとに算出した積算の単価が明らかとなり、本件事業者のノウハウ等が他の法人等に知られることにより、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、事業費内訳明細書の単価・金額は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
文書 1 契約書（平成 28 年 12 月 21 日付）	法人の印影及び技術提案（同図面集含む）における構成・レイアウト・内容がわかる部分	第 7 条第 3 号イ
文書 2 変更契約書（平成 29 年 4 月 3 日付）	法人の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 3 変更契約書（平成 29 年 6 月 2 日付）	法人の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 4 変更契約書（平成 29 年 8 月 31 日付）	法人の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 5 変更契約書（平成 29 年 10 月 17 日付）	法人の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 6 事業費内訳明細書	法人の印影及び事業費内訳明細書の単価・金額	第 7 条第 3 号イ
文書 7 契約図（建築）	個人の印影及び個人の氏名	第 7 条第 2 号
文書 8 契約図（構造）	個人の印影及び個人の氏名	第 7 条第 2 号
文書 9 契約図（設備）	個人の印影及び個人の氏名	第 7 条第 2 号
文書 10 工事監理報告書（平成 29 年 9 月度）	個人の氏名及び工事写真の個人の顔	第 7 条第 2 号
	一級建築士の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 11 工事監理報告書（平成 29 年 10 月度）	個人の氏名及び工事写真の個人の顔	第 7 条第 2 号
	一級建築士の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 12 工事監理報告書（平成 29 年 11 月度）	個人の氏名及び工事写真の個人の顔	第 7 条第 2 号
	一級建築士の印影	第 7 条第 3 号イ

文書 13 工事監理報告書（平成 29 年 12 月度）	個人の氏名及び工事写真の個人の顔	第 7 条第 2 号
	一級建築士の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 14 工事監理報告書（平成 30 年 1 月度）	個人の氏名及び工事写真の個人の顔	第 7 条第 2 号
	一級建築士の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 15 工事下請負届	法人の印影	第 7 条第 3 号イ
文書 16 工程表	法人の印影	第 7 条第 3 号イ

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
1 . 1 2 . 2	諮問 (弁明書の写しを添付)
2 . 1 . 1 7 (第 589 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2 . 2 . 1 4 (第 591 回審査会)	審議
2 . 3 . 2 7	答申